

市民生活課窓口に「セミセルフレジ」と「キャッシュレス決済」を導入します！

新型コロナウイルス感染症対策および市民の皆さまの利便性向上を目的に、2月1日(水)から庁舎1階の市民生活課窓口でキャッシュレス決済に対応したセミセルフレジを導入します。

これにより市民生活課窓口で取り扱う住民票や印鑑証明書などの交付手数料のお支払いに「クレジットカード」、「電子マネー」および「コード決済」でのお支払いが可能となり、現金授受による接触機会の軽減と多様な支払方法の提供により市民サービスの向上を図ります。

【利用可能なキャッシュレス決済】

クレジットカード VISA、MasterCard、JCB

電子マネー 交通系 IC カード、WAON、iD

コード決済 PayPay、d払い、auPay

※キャッシュレス決済の種別については、適宜変更（追加または廃止）する可能性があります。

【注意事項】

- ・クレジットカードの支払回数は一括（1回）のみです。
- ・ご利用の決済種別により、支払い後のキャンセルができない場合があります。
- ・電子マネーの入金（チャージ）はできません。
- ・複数の支払方法の併用はできません。（例：クレジットカードと現金、電子マネーとコード決済等）
- ・キャッシュレス決済は、利用明細の発行となり、領収書の発行はできません。領収書が必要な方は、現金支払いをお選びください。

問い合わせは 市民生活課 (☎22-1116)